

暴力団への利益供与に罰則

福岡県が全国初の条例

事業者による暴力団組員への利益供与を幅広く禁止し、悪質な違反者には罰則を科す暴力団排除条例が13日、福岡県議会で可決、成立した。福岡県警によると、暴力団に関する条例で事業者側への罰則を定めたのは全国で初めて。来年4月から施行される。事業者と暴力団の取引を停止させ、暴力団の資金源を絶つのが狙い。

県警は、取引相手が暴力団関係者かどうか、事業者から照会があれば情報を開示する方針。

条例は事業者による組員への利益供与を禁止。暴力団の威力を利用するため利益を供与した悪質

暴力団排除条例の骨子

- 暴力団の威力を利用する目的での利益供与や、暴力団を不当に利する商取引、暴力団の活動を助長する商取引を禁止
- 暴力団の威力を利用した事業者には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 不当な商取引をした事業者には是正を勧告し、従わなければ事業者名を公表
- 学校などの周囲200メートル以内での暴力団事務所開設を禁止

な違反者には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科される。暴力団関係企業を下請けに使

うなど、業者が暴力団に協力して利益を提供した場合は是正勧告や事業者名公表の対象となる。

学校や図書館などの周囲200メートル以内に組事務所を新設することを禁じており、違反すると罰則が科される。組事務所に使われると知りながら不動産取引することも禁止。違反すると、是正勧告を受けたり、事業者名を公表されたりする。

暴力団排除に関する民事訴訟の費用を県が貸し付けるなど支援策も盛り込んだほか、県警と県教育委員会が協力し、暴力団に入らないよう生徒ら

を教育する。

福岡県には工藤会、道仁会、九州誠道会など5つの指定暴力団があり、1つの都道府県としては全国最多。道仁会と九州誠道会は抗争が続いており、昨年発砲事件も13件で5年連続ワーストを記録している。